

1. 件名：「玄海原子力発電所設置変更許可申請（使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力の変更、蒸気発生器保管庫の共用等）の適合性審査に関する面談」

2. 日時：令和元年10月18日（金） 16時20分～16時25分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

池田廃止措置専門官、浅沼安全審査官

九州電力株式会社：

東京支社 担当 2名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社から、平成31年1月22日及び令和元年10月8日に提出された、玄海原子力発電所3、4号炉の原子炉設置変更許可申請書の一部補正（リラッキング等）について資料の提出があった。

（2）原子力規制庁は、今後、資料の確認を行い、引き続き審査を行う旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉設置変更許可申請書（補正書反映版）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則への適合性について（使用済燃料貯蔵設備）＜補足説明資料＞
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）補足説明資料
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について
- ・玄海原子力発電所3号炉設置許可基準規則への適合性について（蒸気発生器保管庫）

以上